

アレルギー物質を含む食品の検査結果(その1)

平成13年4月、食物アレルギーを持つ人の健康危害を未然に防止する観点から、アレルギー物質(特定原材料)を含む食品に表示が義務付けられました。現在、特定原材料として卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かきの7品目が指定されています。

平成23年5月に、健康福祉局食品専門監視班が通信販売で買い取ったアレルギー患者用食品(ケーキなど菓子類)7検体について小麦と乳の検査を行いました。

1 小麦の検査

菓子類7検体について、小麦の検査を行いました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、すべて陰性(10ppm未満)でした(表1)。

表1 小麦の検査結果(平成23年5月分)

食品	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
菓子類	7	0	0	0
合計	7	0	0	0

2 乳の検査

菓子類7検体について、乳の検査を行いました。

ELISA法によるスクリーニング試験の結果、ケーキ1検体で陽性(10ppm以上)となりました。その他の6検体は陰性(10ppm未満)でした(表2)。陽性となった検体について、クリーム部分とスポンジ部分に分けて検査したところ、クリーム部分で陽性(10ppm以上)となり、スポンジ部分は陰性(10ppm未満)でした。

スクリーニング試験で陽性となった1検体についてウェスタンブロット法による確認試験を行ったところ、結果は陽性でした。この検体については、現在原因を調査中です。

表2 乳の検査結果(平成23年5月分)

食品	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
菓子類	7	1	1	1
合計	7	1	1	1

※ ELISA法によるスクリーニング試験は、抗原抗体反応を利用して食品中に含まれる特定のタンパク質(アレルゲン)を検出する方法ですが、食品の加工度合いや使用原材料によっては、偽陽性となる場合があります。そのため、スクリーニング試験で陽性となった場合は確認試験を行っています。確認試験にはウェスタンブロット法とPCR法の2種類があります。卵、乳については、電気泳動によりタンパク質を分子量で分離して抗原抗体反応を行うウェスタンブロット法を、また、小麦、そば、落花生、えび、かについては、特異的なDNA領域を増幅して検出するPCR法を用いて確認しています。

【 検査研究課 食品添加物担当 】